

証券コード 6855  
2022年6月9日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号  
**日本電子材料株式会社**  
取締役社長 大久保 和 正

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全を最優先に開催いたしたく考えており、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時を予定しております）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号  
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間  
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第63期連結計算書類監査結果報告  
の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

- 
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、別紙にてご案内申しあげますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jem-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる等、持ち直しの動きは足踏み状態となりました。海外経済につきましても、アメリカを中心に持ち直しの傾向は維持されたものの、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、エネルギーや原材料価格の上昇、金融資本市場の変動、半導体不足等による供給面での制約、新型コロナウイルス感染拡大の影響等、依然として不確実性の高い状況で推移いたしました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、データセンター向け等を中心に堅調に推移いたしました。また、IoT、AIの活用の進展や5Gの普及に加え、自動車向けをはじめとした半導体不足の解消に向けて、生産体制の強化も進められました。さらに、国内、海外ともに半導体製造基盤の確保・強化に向けた動きも広がりました。

このような事業環境の中、当連結会計年度の売上高につきましては、後半に需要の端境期の影響を受けたものの、全体としてはメモリーIC向けを中心に堅調に推移したことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加等により、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は23,599百万円（前連結会計年度比27.4%増）、営業利益は4,953百万円（前連結会計年度比86.0%増）、経常利益は5,092百万円（前連結会計年度比97.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、3,802百万円（前連結会計年度比86.6%増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

半導体検査用部品関連事業につきましては、メモリー I C 向け製品を中心に堅調に推移したことにより、売上高23,371百万円（前連結会計年度比27.5%増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業につきましては、売上高228百万円（前連結会計年度比20.9%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で860百万円（前連結会計年度比5.9%減）であります。

## (3) 資金調達の状況

2020年11月30日に第三割当てにより発行した第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）により1,300,000株を発行し、これにより2,628百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場につきましては、中長期的には、デジタル社会への移行が世界中で進む中、半導体は、データセンター向けをはじめとして、様々な製品において需要の拡大が予想されており、それらを背景として、新たな半導体工場の建設等、半導体製造基盤の確保・強化に向けた動きも広がっております。

一方、足元では、世界経済の減速、新型コロナウイルス感染拡大によるサプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢の悪化に伴う原材料の供給や価格への影響、半導体不足による製造装置の長納期化等が、半導体の生産やコストを左右する可能性があります。プローブカード市場につきましても、半導体市場の発展とともに成長が期待される一方で、先行きの不透明感は増しております。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、国内外の既存顧客に対する一層のサポートの強化によるシェアの維持及び海外の半導体メーカーに対する販売強化、並びに中長期的な成長に向けて開発等の強化を図ってまいります。

さらに、当社の中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティが重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ課題への対応を図ってまいります。

##### ①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるMタイププローブカードの更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

##### ②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

##### ③付加価値向上への取り組み

技術革新やVA活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

##### ④経営基盤の更なる強化

リスクマネジメントの一層の高度化を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取り組みを推進し、持続的な成長及び企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期 (2018年度)	第 61 期 (2019年度)	第 62 期 (2020年度)	第 63 期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	14,416	15,669	18,521	23,599
経 常 利 益 (百万円)	1,058	993	2,574	5,092
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	810	1,076	2,037	3,802
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	76.50	101.62	189.98	311.17
総 資 産 (百万円)	18,055	20,654	25,578	32,992
純 資 産 (百万円)	11,160	12,101	15,411	21,788
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,053.92	1,142.79	1,364.85	1,730.78

- (注) 1. 第60期につきましては、ロジック I C 向けは、自動車用半導体向けの回復の遅れにより軟調に推移しました。メモリー I C 向けにつきましては、顧客需要に応えることにより、堅調に推移しました。利益面につきましては、売上構成の変化や、コスト削減の推進により第59期を大きく上回りました。
2. 第61期につきましては、売上高は、メモリー I C 向けの製品の拡販が進んだことにより、第60期を上回る結果となりました。利益面につきましては、新工場稼働における先行費用の発生等があったものの、第60期に対して概ね横ばいの結果となりました。
3. 第62期につきましては、売上高は、メモリー I C 向け製品を中心に、需要が堅調に推移したことにより、第61期を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加等により、第61期を上回る結果となりました。
4. 第63期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度期首から適用しており、第63期(当連結会計年度)に係る主要な経営指標については、当該会計基準を適用した後の指標となっております。なお、第63期(当連結会計年度)の損益に与える影響はありません。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S. A. R. L.	400 千€	100.0	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US\$	100.0	
JEM (THAILAND) Co., Ltd.	38,000 千THB	100.0	
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	5,600 千HK\$	100.0	

## (7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<p>&lt;カンチレバー型プローブカード&gt; Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・CEシリーズ</p> <p>&lt;アドバンストプローブカード&gt; Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・VTシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・VSシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・VEシリーズ（垂直+カンチレバー複合型プローブカード）</p> <p>Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・MCシリーズ ・MLシリーズ ・MTシリーズ</p>
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

### (8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
三 田 工 場	兵 庫 県 三 田 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州
JEM (HONG KONG) Co., Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S. A. R. L. (子会社)	フランス モンブルノ サンマタン市
JEM Shanghai Co., Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市
JEM (THAILAND) Co., Ltd. (子会社)	タ イ チ ョ ン プ リ 県
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd. (子会社)	中 国 広 東 省 深 圳 市

### (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
1,044名	60名増

### (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱UFJ銀行	2,095 百万円
(株)三井住友銀行	1,808
(株)みずほ銀行	880
その他	409

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,604,880株

(3) 株主数 13,208名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株)	966 千株	7.67 %
(有) 大 久 保 興 産	766	6.09
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	618	4.90
大 久 保 和 正	498	3.95
(株) 三 菱 U F J 銀 行	309	2.45
古 山 陽 一	220	1.74
大 久 保 英 正	213	1.69
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	169	1.34
(株) S B I 証 券	162	1.29
上 田 八 木 短 資 (株)	148	1.18

(注) 持株比率は、自己株式(15,746株)を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 和正	社長執行役員 (営業統括担当)
専務取締役	足立 安孝	専務執行役員 管理部門統括部長 (コンプライアンス担当) (管理部門統括担当) JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長
取 締 役	井上 廣志	
取 締 役	中本 大介	TACMINA KOREA Co., Ltd. 代表理事 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	竹原 克尚	
取 締 役 (監査等委員)	濱田 幸和	濱田税理士事務所所長 ㈱プロセスサポート代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	吉田 博之	

- (注) 1. 取締役井上廣志氏及び中本大介氏並びに取締役(監査等委員)濱田幸和氏及び吉田博之氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役(監査等委員)竹原克尚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役井上廣志氏を独立役員とする届出を行っております。
4. 取締役中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役中本大介氏を独立役員とする届出を行っております。
5. TACMINA KOREA Co., Ltd. 及びTACMINA USA CORP. と当社との間には、特別の関係はありません。
6. 取締役(監査等委員)濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役(監査等委員)濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
7. 濱田税理士事務所及び㈱プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。
8. 取締役(監査等委員)吉田博之氏は、半導体業界等におけるマネジメント及び三菱電機ロジスティクス㈱における常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役(監査等委員)吉田博之氏を独立役員とする届出を行っております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

### ① 就任

該当事項はありません。

### ② 退任

該当事項はありません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役の報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (2名)	56百万円 (7百万円)	40百万円 (—)	— (—)	96百万円 (7百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	23百万円 (7百万円)	— (—)	— (—)	23百万円 (7百万円)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

業務執行取締役の報酬の決定方針は、報酬委員会の審議事項であるとともに取締役会の決議事項であり、社外取締役を過半数として構成する取締役会は、役位及び職責に応じた報酬、並びにインセンティブの付与を勘案し、次の決定方針を決議しております。

- ・業務執行取締役の報酬は、基礎部分及び業績部分により構成する年額として決定すること
- ・基礎部分は、役位及び職責への対価であり、役位及び職責に基づき決定すること
- ・業績部分は、当社の経営指標である「連結経常利益率10%以上」を達成するためのインセンティブであり、前年度の連結経常利益率並びに業績への貢献度に基づき決定すること

取締役会及び報酬委員会は、業務執行取締役の報酬を決定することに当該決定方針の変更要否について確認し、変更を要する場合には変更後の決定方針を決議いたします。

当該決定方針に基づく業務執行取締役の報酬は、下図のように固定部分と前年度の連結経常利益率並びに貢献度に基づく業績部分とにより年額が決定され、基礎部分と業績部分との支給割合は、業績部分の支給額により基礎部分100%・業績部分0%から、基礎部分46%・業績部分54%までの範囲で変動いたします。

業績部分が最高額の場合	基礎部分 46%	業績部分 54%
業績部分が標準額の場合	基礎部分 67%	業績部分 33%
業績部分が不支給の場合	基礎部分 100%	

取締役会は、当該決定方針に基づき、業務執行取締役の報酬を2021年6月25日開催の臨時取締役会において決議しており、2021年3月期の連結経常利益率は目標とする10%以上に対して13.8%であり、基礎部分と業績部分との支給割合は基礎部分55%・業績部分45%であります。

監査等委員を除く非業務執行取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が報酬委員会の審議を経て取締役会の決議により決定され、また、監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が監査等委員である取締役の協議により決定されます。

## (6) 社外役員に関する事項

### 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	井 上 廣 志	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席し、半導体業界での経験を生かした品質管理面を主として、発言を適宜行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として活発な発言を行っております。
取 締 役	中 本 大 介	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回に出席し、海外事業の経験を生かしたグループ会社のガバナンス面を主として、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席し、税理士の経験を生かした税務面を主として、発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員として活発な発言を行うとともに、報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	吉 田 博 之	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席し、他社における監査役の経験を生かした複眼的な見地を主として、発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員長として主導的な役割を果たすとともに、報酬委員会の委員として活発な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

有限責任 あずさ監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、2021年6月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにひびき監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	25百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### 5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当責任者は管理部門統括担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

## (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

### ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。

### ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

### ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。



- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。

③監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

## 5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

## 5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

## 5-4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、当期の剰余金の配当につきましては、中間配当金20円を含め、1株当たりの年間配当金を40円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額 251,782,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月10日

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	11,799	支払手形	155
受取手形	4	電子記録債務	1,081
電子記録債権	1,272	買掛金	1,865
売掛金	8,670	設備電子記録債務	90
有価証券	26	1年内返済予定の長期借入金	1,511
製品	431	賞与引当金	433
仕掛品	1,219	未払金	193
原材料及び貯蔵品	1,785	未払法人税等	1,345
預け金	46	未払費用	431
その他	252	その他	273
貸倒引当金	△ 13	<b>流動負債合計</b>	<b>7,380</b>
<b>流動資産合計</b>	<b>25,495</b>	<b>固定負債</b>	
<b>固定資産</b>		長期借入金	3,682
<b>有形固定資産</b>		その他	141
建物及び構築物	2,387	<b>固定負債合計</b>	<b>3,823</b>
機械装置及び運搬具	2,806	<b>負債合計</b>	<b>11,203</b>
工具、器具及び備品	274	<b>純資産の部</b>	
使用権資産	142	<b>株主資本</b>	
土地	639	資本金	3,036
建設仮勘定	241	資本剰余金	3,255
<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,492</b>	利益剰余金	15,401
<b>無形固定資産</b>		自己株式	△ 15
ソフトウェア	180	<b>株主資本合計</b>	<b>21,677</b>
その他	5	<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>185</b>	その他有価証券評価差額金	2
<b>投資その他の資産</b>		為替換算調整勘定	109
投資有価証券	66	<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>111</b>
関係会社株式	118	<b>純資産合計</b>	<b>21,788</b>
繰延税金資産	359	<b>負債純資産合計</b>	<b>32,992</b>
その他	276		
貸倒引当金	△ 0		
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>819</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>7,497</b>		
<b>資産合計</b>	<b>32,992</b>		

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	23,599
売上原価	14,627
<b>売上総利益</b>	<b>8,971</b>
販売費及び一般管理費	4,018
<b>営業利益</b>	<b>4,953</b>
営業外収益	
受取利息	10
為替差益	131
材料屑売却益	12
その他	38
営業外収益合計	192
営業外費用	
支払利息	30
新株発行費	17
その他	5
営業外費用合計	53
<b>経常利益</b>	<b>5,092</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>5,092</b>
法人税、住民税及び事業税	1,519
法人税等調整額	△ 228
法人税等合計	1,290
<b>当期純利益</b>	<b>3,802</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	3,802

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,721	1,941	11,929	△ 15	15,577
当期変動額					
新株の発行	1,314	1,314			2,628
剰余金の配当			△ 331		△ 331
親会社株主に帰属する当期純利益			3,802		3,802
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,314	1,314	3,471	△ 0	6,099
当期末残高	3,036	3,255	15,401	△ 15	21,677

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1	△ 170	△ 168	3	15,411
当期変動額					
新株の発行					2,628
剰余金の配当					△ 331
親会社株主に帰属する当期純利益					3,802
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	280	280	△ 3	277
当期変動額合計	0	280	280	△ 3	6,377
当期末残高	2	109	111	—	21,788

## 連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |            |  |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数  | 7社   |
| ② 連結子会社の名称 | JEM AMERICA CORP.<br>JEM (HONG KONG) Co., Ltd.<br>JEM TAIWAN PROBE CORP.<br>JEM EUROPE S. A. R. L.<br>JEM Shanghai Co., Ltd.<br>JEM (THAILAND) Co., Ltd.<br>JEM (SHENZHEN) Co., Ltd. |

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JEMCO Co., Ltd. JEM SE ASIA Pte. Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

JEMCO Co., Ltd. JEM SE ASIA Pte. Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法によっております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 …… 主として個別法によっております。

その他見込生産品 …… 主として月別総平均法によっております。

原材料 …… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

使用権資産以外の …… 定額法によっております。

有形固定資産

使用権資産 …… 主として、リース期間を償却期間とした定額法によっております。

b. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。



### ③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売については出荷時点で収益を認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当期の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,906百万円
(2) ①担保に供している資産	
建物及び構築物	373百万円
土    地	382百万円
②上記に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	599百万円
長期借入金	41百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	11,304,880株	1,300,000株	— 株	12,604,880株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	15,649株	97株	— 株	15,746株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	90百万円	8円	2021年 3月31日	2021年 6月11日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	241百万円	20円	2021年 9月30日	2021年 12月2日

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	251百万円	20円	2022年 3月31日	2022年 6月10日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金等については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、34.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	32	32	—
資産計	32	32	—
(1) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	5,193	5,159	△ 34
負債計	5,193	5,159	△ 34

「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「預け金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「設備電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は、125百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	5	2	3
小計	5	2	3
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) その他	26	26	—
小計	26	26	—
合計	32	28	3

負債

(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの  
該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等の金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60
関係会社株式	118

非上場株式については、市場価格のない株式等のため、「資産（1）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超
受取手形	4	—
電子記録債権	1,272	—
売掛金	8,670	—
預け金	46	—
合計	9,994	—

(注4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,511	931	870	588	444	847
合計	1,511	931	870	588	444	847

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	5	—	—	5
資産計	5	—	—	5

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 その他	—	26	—	26
資産計	—	26	—	26
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	5,159	—	5,159
負債計	—	5,159	—	5,159

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その一方で、その他については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	半導体検査用 部品関連事業	電子管部品 関連事業	計	
売上高				
日本	13,263	228	13,491	13,491
アジア	8,905	—	8,905	8,905
北米	892	—	892	892
ヨーロッパ	309	—	309	309
顧客との契約から生じる収益	23,371	228	23,599	23,599
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	23,371	228	23,599	23,599

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. (5) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,730円78銭
- (2) 1株当たり当期純利益 311円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額			金額
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>			<b>流動負債</b>	
現金及び預金	10,371		支払手形	155
受取手形	4		電子記録債務	1,081
電子記録債権	1,272		買掛金	889
売掛金	6,145		設備電子記録債務	90
製品	145		1年内返済予定の長期借入金	1,511
仕掛品	1,074		賞与引当金	433
原材料及び貯蔵品	1,385		未払金	226
関係会社短期貸付金	154		未払法人税等	1,228
未収入金	696		設備未払金	56
預け金	46		その他	144
その他	102		<b>流動負債合計</b>	<b>5,816</b>
貸倒引当金	△ 3		<b>固定負債</b>	
<b>流動資産合計</b>	<b>21,394</b>		長期借入金	3,682
<b>固定資産</b>			その他	41
<b>有形固定資産</b>			<b>固定負債合計</b>	<b>3,723</b>
建物	2,270		<b>負債合計</b>	<b>9,540</b>
構築物	43		<b>純資産の部</b>	
機械及び装置	2,296		<b>株主資本</b>	
工具、器具及び備品	257		<b>資本金</b>	3,036
土地	639		<b>資本剰余金</b>	
建設仮勘定	197		資本準備金	3,255
<b>有形固定資産合計</b>	<b>5,705</b>		<b>資本剰余金合計</b>	<b>3,255</b>
<b>無形固定資産</b>			<b>利益剰余金</b>	
ソフトウェア	142		利益準備金	97
その他	5		その他利益剰余金	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>147</b>		別途積立金	3,510
<b>投資その他の資産</b>			事業拡張積立金	730
投資有価証券	66		土地圧縮積立金	83
関係会社株式	990		建物圧縮積立金	10
関係会社長期未収入金	5		繰越利益剰余金	8,953
関係会社長期貸付金	354		<b>利益剰余金合計</b>	<b>13,384</b>
繰延税金資産	455		<b>自己株式</b>	△ 15
その他	83		<b>株主資本合計</b>	<b>19,660</b>
貸倒引当金	△ 0		<b>評価・換算差額等</b>	
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,955</b>		その他有価証券評価差額金	2
<b>固定資産合計</b>	<b>7,808</b>		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>2</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,203</b>		<b>純資産合計</b>	<b>19,663</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>29,203</b>

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	19,880
売上原価	13,010
<b>売上総利益</b>	<b>6,870</b>
販売費及び一般管理費	2,963
<b>営業利益</b>	<b>3,906</b>
営業外収益	
受取手数料	43
受取配当金	244
為替差益	68
その他	67
営業外収益合計	424
営業外費用	
支払利息	29
新株発行費	17
その他	2
営業外費用合計	49
<b>経常利益</b>	<b>4,281</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>4,281</b>
法人税、住民税及び事業税	1,305
法人税等調整額	△ 236
法人税等合計	1,069
<b>当期純利益</b>	<b>3,212</b>

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,721	1,941	1,941
当期変動額			
新株の発行	1,314	1,314	1,314
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	1,314	1,314	1,314
当期末残高	3,036	3,255	3,255

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	利益剰余金									
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	97	3,510	730	83	12	6,070	10,504	△ 15	14,151	
当期変動額										
新株の発行									2,628	
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—	
剰余金の配当						△ 331	△ 331		△ 331	
当期純利益						3,212	3,212		3,212	
自己株式の取得								△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1	2,882	2,880	△ 0	5,509	
当期末残高	97	3,510	730	83	10	8,953	13,384	△ 15	19,660	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1	1	3	14,156
当期変動額				
新株の発行				2,628
建物圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 331
当期純利益				3,212
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	△ 3	△ 2
当期変動額合計	0	0	△ 3	5,507
当期末残高	2	2	—	19,663

## 個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
      - a. その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法によっております。  
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。
      - b. 子会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
    - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。  
製品及び仕掛品  
プロープカード等の受注生産品 …… 個別法によっております。  
その他見込生産品 …… 月別総平均法によっております。  
原材料 …… 移動平均法によっております。  
貯蔵品 …… 最終仕入原価法によっております。
    - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法  
時価法によっております。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産  
定額法によっております。
    - ② 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) 引当金の計上基準  
貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売については出荷時点で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,331百万円
短期金銭債務	289百万円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,670百万円

#### (3) ①担保に供している資産

建 物	373百万円
土 地	382百万円

#### ②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	599百万円
長期借入金	41百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	5,336百万円
	②仕入高	4,339百万円
	③販売費及び一般管理費	54百万円
	④営業取引以外の取引高	324百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記  
 当事業年度の末日における自己株式の数  
 普通株式

15,746株

7. 収益認識に関する注記  
 収益を理解するための基礎となる情報

「2.重要な会計方針に係る事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 税効果会計に関する注記  
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	71百万円
賞与引当金	153百万円
棚卸資産評価損等	231百万円
未払役員退職慰労金	12百万円
投資有価証券評価損	0百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	17百万円
その他	15百万円
繰延税金資産 小計	519百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 21百万円
評価性引当額 小計	△ 21百万円
繰延税金資産 合計	497百万円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	41百万円
その他	1百万円
繰延税金負債 合計	42百万円
繰延税金資産の純額	455百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決 権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	JEM TAIWAN PROBE CORP.	台湾 竹北市	121	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品 の販売	当社製品の 販売	1,309	売掛金	398
	JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	中国 深圳市	77	半導体 検査用部品 関連事業	所有 間接 100.0	当社製品 の製造	材料の有償 支給	1,070	未収入金	320
	JEM AMERICA CORP.	アメリカ 合衆国 カリフォルニア州	437	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品 の販売	当社製品の 販売	2,065	売掛金	4
	JEMCO Co., Ltd.	韓国 京畿道	87	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社の 営業支援	材料の仕入	2,921	買掛金	60

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,561円93銭
- (2) 1株当たり当期純利益 262円87銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本電子材料株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 石原美保  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 武藤元洋  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本電子材料株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 石原美保  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 武藤元洋  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け業務及び財産の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

日本電子材料株式会社 監査等委員会

監査等委員 竹原克尚印

監査等委員 濱田幸和印

監査等委員 吉田博之印

(注) 監査等委員 濱田幸和及び吉田博之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

②取締役会の公正性、透明性及び客観性の向上を図るため、取締役会の招集者及び議長に独立社外取締役を選任できるよう、当社定款第22条を変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第16条～第21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第23条～第38条（条文省略）</p>	<p>第1条～第14条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第23条～第38条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おおくぼかずまさ 大久保 和正 (1955年3月17日生)	1985年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役熊本工場長 2003年9月 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長 2005年4月 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長 2005年6月 当社常務取締役 営業統括部長 2008年4月 当社代表取締役副社長 開発統括部長 2010年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 2010年7月 当社代表取締役副社長 2011年6月 当社取締役副会長 JEM(HONG KONG)Co., Ltd. 代表取締役会長 2013年6月 当社取締役副社長 2014年4月 当社取締役副社長 営業統括管掌 2015年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 2016年4月 当社取締役副社長 N P統括部長 営業統括、N P統括管掌 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当) 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (営業統括担当) (現任)	498,064株
≪選任理由≫ 大久保和正氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識をもって取締役の職責を果たしており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	あ だち やす たか 足 立 安 孝 (1951年9月17日生)	1998年1月 当社入社 2004年7月 当社経理シニアマネージャー 2008年4月 当社管理部門副統括部長 兼 経理シニアマネージャー 2009年1月 JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長（現任） 2009年6月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 2010年7月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌 2017年6月 当社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当） 2019年6月 当社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当）（現任）	27,020株
<<選任理由>> 足立安孝氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	さか た てる ひさ 坂 田 輝 久 (1962年 4 月 11 日生)	1986年 4 月 当社入社 2001年 4 月 当社開発二部長 2004年 4 月 当社 P C 技術シニアマネージャー 2009年 4 月 当社技術統括部長 2010年 7 月 当社製品技術統括部長 2013年 6 月 当社取締役製品技術統括部長 製品技術統括管掌 2014年 4 月 当社取締役営業統括部長 兼 L 製品統括部長 L 製品統括管掌 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 2017年 6 月 当社執行役員第二製品統括部長 兼 開発企画シニアマネージャー (第二製品統括担当) 2017年 9 月 当社執行役員 MEMS 統括部長 兼 第二製品統括部長 兼 開発企画シニアマネージャー (第二製品統括、MEMS 統括担 当) 2017年 10 月 当社執行役員 開発&MEMS 統括部長 (開発&MEMS 統括担当) 2019年 6 月 当社常務執行役員 MEMS 統括部 長 (MEMS 統括担当) 2021年 6 月 当社常務執行役員 (MEMS 統括担当) (現任)	4,100株
≪選任理由及び期待される役割の概要≫ 坂田輝久氏は、取締役及び執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行おうとともに、技術部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	いのうえ ひろし 井上 廣志 (1954年12月16日生)	1975年4月 三菱電機(株) 入社 2000年6月 同社パワーデバイス事業統括部 品質保証部長 2004年4月 同社パワーデバイス製作所 パワーデバイス第一部長 2008年4月 同社パワーデバイス製作所 営業部長 2011年6月 三菱電機ロジスティクス(株) 入社 同社取締役電子事業部長 2018年6月 同社顧問 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
≪選任理由及び期待される役割の概要≫ 井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、それらを当社の経営に反映していただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。井上廣志氏には、半導体業界での経験を生かし、主に品質管理面に対する監督機能を強化いただくことを期待しております。			
5	なかもと だいすけ 中本 大介 (1963年11月22日生)	1986年4月 大洋(株)入社 1989年4月 Unique Motor Co.,Ltd. 副社長 1997年8月 (株)タクマ入社 2003年11月 Siam Takuma Co.,Ltd. 社長 2014年2月 (株)タクミナ入社 2014年4月 同社営業本部海外営業部長 2014年7月 同社営業本部海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 2016年4月 同社執行役員 営業本部海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 兼 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
≪選任理由及び期待される役割の概要≫ 中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。中本大介氏には、海外事業の経験を生かし、主にグループ会社のガバナンスに対する監督機能を強化いただくことを期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
6	なが い 剛 永 井 剛 (1959年 9 月 10 日生)	1983年 4 月 BASF L&F 入社 1991年 5 月 ダイキン工業(株) 入社 2011年 2 月 ダイキンフッ素化学中国 (出向) 統括部長 2014年10月 菊水化学工業(株) 入社 2014年11月 同社理事海外事業部統括部長 兼 菊水化工 (上海) 有限公司董 事長 2015年 6 月 同社取締役海外事業部長 2015年11月 同社取締役工業用塗料事業部長 兼 海外事業部長 2016年 1 月 菊水建材科技 (常熟) 有限公司董 事長 2022年 4 月 同社取締役 (現任)	一株
≪選任理由及び期待される役割の概要≫ 永井剛氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。永井剛氏には、海外事業の経験を生かし、主にグループ会社とのリスク管理を強化いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上廣志氏、中本大介氏及び永井剛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上廣志氏及び中本大介氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き井上廣志氏及び中本大介氏を独立役員とする予定であります。
4. 井上廣志氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 中本大介氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、井上廣志氏、中本大介氏及び永井剛氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
7. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社—の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス  
 本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役の主な知識・経験・能力等(スキル・マトリックス)は次のとおりです。

	氏名	企業 経営	グロー バル	営業	開発 製造	品質 管理	法務 リスク 管理	財務 会計
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	大久保 和正	●	●	●	●	●		
	足立 安孝	●					●	●
	坂田 輝久	●	●	●	●			
	井上 廣志			●	●	●		
	中本 大介	●	●	●				
	永井 剛	●	●		●			
取締役 (監査等委員)	竹原 克尚	●	●		●		●	
	濱田 幸和	●					●	●
	吉田 博之				●		●	

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
にし 西 井 博 生 (1964年5月19日生)	1987年4月 監査法人朝日新和会計社入社 1990年3月 公認会計士登録 2001年9月 西井博生公認会計士事務所開所 2004年9月 なぎさ監査法人代表社員（現任） 2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員（現任） 2008年6月 当社補欠監査役 2017年6月 当社補欠監査等委員（現任）	一株

#### 《選任理由及び期待される役割の概要》

西井博生氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただくと考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。西井博生氏には、公認会計士の経験を生かし、主に会計面での監査機能を強化いただくことを期待しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井博生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西井博生氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
5. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月27日開催の第58回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により報酬として支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本株式」という。）について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる本株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。かかる取締役会の決定による本株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、本株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役へ



の譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により本株式の割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた本株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の

株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

業務執行取締役の報酬の決定方針は、報酬委員会の審議事項であるとともに取締役会の決議事項であり、社外取締役を過半数として構成する取締役会は、役位及び職責に応じた報酬、並びにインセンティブの付与を勘案し、次の決定方針を決議しております。

- ・業務執行取締役の報酬は、基礎部分及び業績部分により構成する年額として決定すること
- ・基礎部分は、役位及び職責への対価であり、役位及び職責に基づき決定のうえ、金銭報酬により支給すること
- ・業績部分は、当社の経営指標である「連結経常利益率10%以上」の達成と、企業価値の持続的な向上及び株主との価値共有を図るためのインセンティブであり、前年度の連結経常利益率並びに業績への貢献度に基づき決定のうえ、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬とにより支給すること

取締役会及び報酬委員会は、業務執行取締役の報酬を決定することに当該決定方針の変更要否について確認し、変更を要する場合には変更後の決定方針を決議いたします。

当該決定方針に基づく業務執行取締役の報酬は、下図のように固定部分と前年度の連結経常利益率並びに貢献度に基づく業績部分とにより年額が決定され、基礎部分と業績部分との支給割合は、業績部分の支給額により基礎部分100%・業績部分0%から、基礎部分44%・業績部分56%までの範囲で変動いたします。

業績部分が最高額の場合	基礎部分 44%	業績部分 56%
業績部分が標準額の場合	基礎部分 67%	業績部分 33%
業績部分が不支給の場合	基礎部分 100%	

なお、業績部分は、下図のように金銭報酬70%・譲渡制限付株式報酬30%で構成しております。

業績部分の内訳	金銭報酬 70%	株式報酬 30%
---------	----------	----------

監査等委員を除く非業務執行取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が報酬委員会の審議を経て取締役会の決議により決定され、また、監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が監査等委員である取締役の協議により決定されます。

**第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月27日開催の第58回定時株主総会において、年額30百万円以内にご承認をいただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

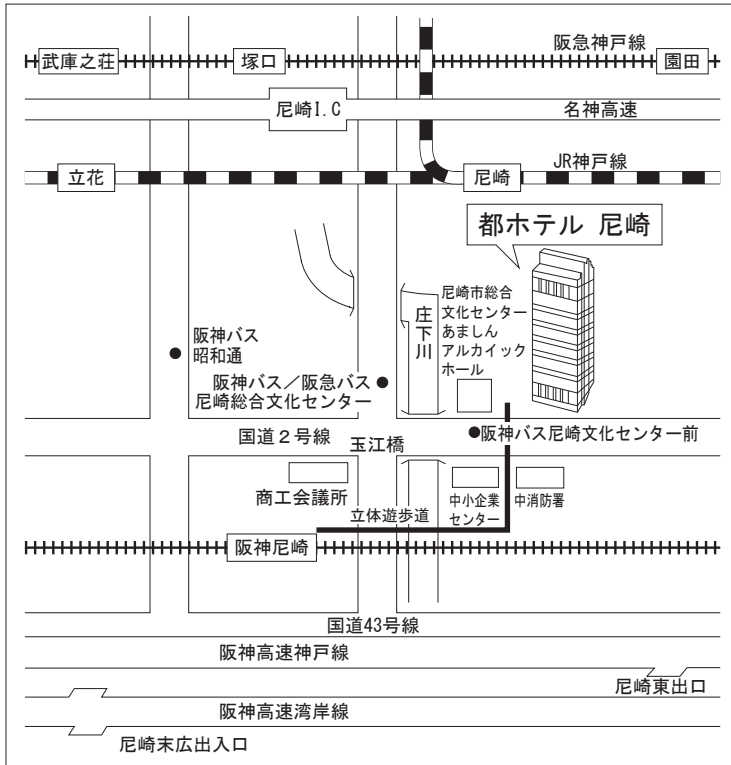
現在の監査等委員である取締役は、3名であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号  
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間

T E L 06-6488-7777



○阪神尼崎駅より北東へ400m (徒歩5分)

○最寄のバス停のご案内

・ 尼崎総合文化センター

阪神バス：JR尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番

阪急バス：阪急塚口より57番

・ 昭和通

阪神バス：JR立花より15番・43番／阪急塚口より13番

／阪急武庫之荘より15番・43番

・ 尼崎文化センター前